

## 令和3年度滋賀県湖南いのちサポート相談事業実施要領

## 1 目的

本事業は、湖南圏域（草津保健所管内）の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行い、再企図を防止することを目的とし実施する。

## 2 実施主体

南部健康福祉事務所（草津保健所）が、湖南圏域（草津保健所管内）の救急告示病院、市、その他関係機関の協力を得て実施する。

## 3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 対象者

湖南圏域（草津保健所管内）に居住している者やその家族等

## 5 協力病院

湖南圏域内の救急告示病院（済生会滋賀県病院、草津総合病院、市立野洲病院、滋賀県立総合病院、済生会守山市民病院、近江草津徳洲会病院）

## 6 対象者

湖南圏域内の救急告示病院を受診した自殺未遂者で湖南圏域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）に在住する者のうち、本人またはその家族に事業の同意が得られた者。

ただし、精神科救急対応が必要なケースは、病病連携による対応を優先し、この事業においては対象外とする。

## 7 実施内容

## (1) 対象者の連絡

協力病院は、受診した患者が事業対象である場合には、別紙リーフレットを用いて本人または家族に事業説明を行う。本人または家族が同意した場合は、「湖南いのちのサポート相談」同意書（同意者用および支援機関用）に署名を確認の上、別紙様式第1号の連絡票および「湖南いのちのサポート相談」同意書（支援機関用）の連絡票を、南部健康福祉事務所（草津保健所）に個人情報をおおきく隠蔽のうえ FAX し、電話連絡する。

同意が得られなかった者については、別紙様式第 2 号の連絡票を記載のうえ、南部健康福祉事務所（草津保健所）に FAX 送信する。

原本は、後日郵送する。

(2) 関係機関への連絡

協力病院より連絡を受けた南部健康福祉事務所（草津保健所）は、対象者の情報を市担当窓口へ連絡、連絡票および同意書を FAX で提供する。

(3) 初期介入

市担当窓口は支援に必要な関係機関と支援内容について協議し、南部健康福祉事務所（草津保健所）等と連携の上で対象者への連絡を行い、電話・訪問・面接等の方法で自殺未遂に至った原因や背景等についての情報収集を行う。

初回の支援結果については、別紙様式第 3 号の支援結果連絡票にて協力病院へ報告する。

(4) 継続支援

南部健康福祉事務所（草津保健所）または市・関係機関は、様式第 4 号、様式第 5 号により対象者の自殺リスクアセスメントを実施し、ケース会議を随時開催の上、各機関の役割分担および支援方針を決定し、その後は連携を図りながら支援を行う。

(5) 事例検討会（研修会）

南部健康福祉事務所（草津保健所）は、対象者の支援の方向性や役割分担、転帰の確認、個別事例を通じた未遂者支援の課題について検討するため、「湖南いのちサポート相談事業事例検討会」を必要に応じて開催する。

(6) 事業評価

「湖南圏域自殺未遂者支援部会」において、事業の実施を通しての課題や、未遂者支援を充実させるための方法について検討する。

また、「湖南圏域自殺対策推進会議」「湖南圏域精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会」に本事業の結果を報告し、評価を得る。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。